

さらに労基署は、発症前の業務に関連する心理的負荷は評価するが、Kさんのように継続していじめが続いている場合でも、発症後のことはまったく考慮していない。つまり、不眠等の症状が出たのは、紛失事件後の5月頃であるが、6月に警察に連れて行かれたことなどはまったく考慮されず、調査も不十分きわまりな

い。

Kさんは、不支給処分の取り消しを求める行政訴訟を、3月1日、東京地裁に提起した。裁判所には、当時の症状や職場の状況をさらに詳しく説明した訴状を提出した。Kさんの労災認定はもとより、国の不当な認定基準改正に向けて運動をすすめたい。

(神奈川労災職業病センター)

モーター設計士の中皮腫

神奈川●コイル絶縁体にアスベスト

東洋電機製造(株)横浜工場で設計士として働き、胸膜中皮腫で死亡したDさんの遺族補償が、横浜南労基署で労災認定された(3月29日付け)。

Dさんは、京都工場勤務5年を除き、約35年間、横浜工場の設計棟で産業用モーターの設計に従事。

同僚の設計士Mさんによれば、巻線工場で車両にモーターを取り付ける際、設計士は、寸法が合うかチェックするため現場を頻繁に訪れた。合わない度々現場に呼び出され、図面を書き直し、モーターを作り直すこともあった。故障して修理が必要な車両が持ち込まれた場合は、モーターのトラブル原因を調べるため、汚れ具合や燃え具合も詳しく見なければならぬ。

その際、モーターの回転子を抜き、固定子の巻線が剥き出し

になる場合がある。巻線=コイルには銅線の周りに絶縁体が貼り付けられている。当時、絶縁体には石綿が使用されていた。そ

れをエアーで吹き飛ばす作業では、側で見ている設計士が汚れたモーターに付着している粉じんを吸ってしまうことがしばしばあった。設計棟には安全靴とヘルメットはあったが、マスクは備え付けられていなかったのである。

しかし、会社は当初、巻線に石綿が使用されていたことを認めながらも、Dさんは設計棟の中で図面を書いていたので石綿には曝露していないと主張。横浜南労基署の担当者も石綿曝露の事実をつかめなかった。

Dさんの妻から相談を受けた神奈川労災職業病センターは、同僚のMさんに直接お話をうかがい、設計士であっても頻繁に現場に向くため石綿曝露することがあるという証言を得



たのである。(神奈川労災職業病センター)

たびかさなる「労災隠し」

広島●ブラジル人労働者の相談事例

ブラジル人労働者Eさんは、2008年に広島県三原市の有限会社に入社し、溶接、仕上げ工として働いていた。わずか2年と9か月の間に、Eさんが外国人であることと日本の法律に疎いことにつけ込み、3回の労災事故に遭遇し、いずれも「労災隠し」にあった。

Eさんとの面談の過程で、次のようなことを聞くことができた。

Eさんは来日して20数年たち、日本語も私たちと変わらないほど会話ができることに驚いた。しかし、本人に言わせれば、「法律や行政用語はいまでも理解するのに苦労している」と言っている。

来日した当時、派遣会社を通じて仕事を紹介してもらったが、いまにして思えば、「騙されていた」ことに悔しい思いでいっぱい。「言葉の障壁と法律への無知」